

泉佐野市海外渡航奨励助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際都市宣言の趣旨に基づき、関西国際空港の玄関都市として国際化を推進し、市民の異文化理解や多文化共生意識を向上させ、国際相互理解の増進に資するため、関西国際空港から海外渡航する市民に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成内容)

第2条 市長は、予算の範囲内において、自主的に関西国際空港から出入国して海外渡航した市民に対し、海外渡航費用を助成する。

(申請資格)

第3条 助成を受けることができる市民は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの間に海外渡航し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている日本国籍を有する者
- (2) 海外渡航の目的を観光、文化交流又は国際交流、親族若しくは知人訪問、趣味活動とする者
- (3) 関西国際空港発着の国際線を利用して海外渡航する者

(申請の範囲)

第4条 申請は、市民個人又は市民のグループで最大4名まで申請できるものとする。この場合において、当該グループを構成する者は、いずれも前条第1号に規定する要件を満たす者とする。

2 申請は、申請者又は申請者以外の渡航者を問わず、渡航者1名につき年度内に3回までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 航空運賃 関西国際空港と海外渡航先間の往復運賃(空港施設使用料等の諸費用を含む)
- (2) 海外渡航先における宿泊料、施設利用料及び各種入場料

2 飲食に係る費用は、助成対象としない。ただし、ツアーなど旅行代金等に含まれている場合を除く。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、海外渡航1回あたり、渡航者1名につき、渡航先がアジア・中東・オセアニア地域は3万円、その他の地域は6万円を上限とする。

2 前条に定める助成対象経費が、前項の上限額未満の場合はその額とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 アジア・中東・オセアニア地域の空港で乗り継ぎして、その他の地域に渡航する場合の助成金の額は、第1項の規定にかかわらず、3万円を上限とする。

(助成対象外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) ビジネス、就労、留学、不法行為その他公序良俗に反する海外渡航をした場合
- (2) 他の制度の助成金等の交付を受けている場合
- (3) その他、市長が適当でないと認めた場合

(申請請求)

第8条 助成金を受けようとする者は、泉佐野市海外渡航奨励助成金申請書兼請求書(様式第1-1、1-2号)又は市指定の電子申請により、次に掲げる書類を添えて、海外渡航した日の属する年度の翌年度4月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 航空券又は搭乗券の写し

(2) 海外渡航に係る費用の支払額、支払日及び宛名(申請者の氏名に限る。)が確認できる領収書の写し(旅行会社、航空会社、宿泊施設等、法人又はそれに準ずる団体から発行されたものに限る。)ただし、領収書により支払内容の内訳(費目、渡航先、日程等)が確認できない場合は、当該内訳が記載された書類(明細書、日程表等)の写しを併せて提出すること。

(3) 振込先の口座情報が確認できる書類(通帳見開き部分の写しなど)

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 前項第2号に掲げる領収書は、原則、旅行会社、航空会社、宿泊施設など、法人登記された企業(又はそれに準ずる団体)からの領収書とする。

(審査及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請請求があったときは、審査し、助成対象と判断したときは、泉佐野市海外渡航奨励助成金決定通知書(様式第2号)により、助成金の決定通知を行う。

2 市長は、前項の規定による助成金決定にあたっては、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の決定通知後、速やかに助成金を申請した市民指定の金融機関口座に助成金を入金する。

4 第1項の通知は、助成金の口座振込みをもって、これに代えることができる。

(報告又は調査)

第10条 市長は、前条における審査にあたり、必要に応じ申請者に報告を求め、又は調査することができる。

(助成金決定の取り消し及び返還)

第11条 市長は、助成金決定通知後、申請者が虚偽の申請その他不正の手段による申請が判明したときは、助成金の決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する